

小豆島中央高校自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1 業務名

小豆島中央高校自家用電気工作物保安管理業務

2 業務

電気事業法第38条第4項に規定する香川県立小豆島中央高等学校(以下「県」という。)の設置する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施工規則第52条の2に規定する保安管理業務を委託契約する要件を満たし、自家用電気工作物が常に正常な状態を維持するために、保安規程に基づいて点検、測定、及び試験を行うとともに、電気工作物に異常が発生したときは、速やかに原因を探し、取るべき措置を指導助言するものとする。

3 業務対象電気工作物

事業場の名称及び所在地	付表のとおり
需要設備容量及び受電電圧	付表のとおり
発電装置定格容量及び定格電圧	付表のとおり
受電種別	付表のとおり

4 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 保安管理業務の内容

(1) 保安管理業務

① 定例の保安管理業務

- i. 定期的な点検、測定、及び試験を別紙「点検、測定及び試験の基準」(以下「別紙1」という)、「自家用電気工作物保安管理業務特記事項」(以下「別紙2」という)のとおり行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について報告すること。ただし、別紙の5「点検又は試験等の一部を実施しない項目」に該当する自家用電気工作物であって、受託者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が受託者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。
- ii. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、原因の究明に協力し、応急措置を指導するとともに、必要により臨時点検を実施し、再発防止の措置を報告すること。
- iii. 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- iv. 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認するものとする。

② 定例以外の保安管理業務(県の要求に基づき必要の都度行う)

- i. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長への報告、届出書類及び図面等についてその作成及び手続きの助言を行うこと。

- ii. 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じとるべき措置について報告すること。
- iii. 電気工作物の設置又は変更工事の工事期間中の点検は、別紙の4「工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目」により行い、外部点検の結果から技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合には、修理、改造等を甲に指示又は助言を行うものとする。
- iv. 電気工作物の設置又は変更工事について、県の通知を受けて工事期間中の点検を毎週1回行い、必要に応じとるべき措置について報告すること。ただし、太陽電池発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとする。

(2) 別紙の5「点検又は試験等の一部を実施しない項目」については、県は点検、測定及び試験の全部又は一部を、電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、県の求めに応じ受託者は助言を行うこと。

(3) 受託者は、上記(1)及び(2)の点検のほか、県の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、保安業務担当者等としての観点から点検を行うものとする。

なお、保安業務担当者等とは、契約書第2条に掲げる電気工作物の保安管理業務を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）及び電気事業法施行規則に定める要件に適合する者（以下「保安業務従事者」という。）をいう。

(4) 絶縁監視装置の警報発生時の処置

① 低圧電路の絶縁を常時監視するため、受託者の責任において絶縁監視装置(50mA以下の漏洩電流で感知し、発報するもの)を設置し、維持管理する。

② 絶縁監視装置から発せられた警報を受けた場合は、委託事業場の連絡責任者に連絡し、電気工作物の状態を確認するとともに、必要に応じ保安業務従事者を派遣して点検を行うなど適切な対処すること。

(5) 電気事故・故障の発生または発生するおそれのある連絡を県から受けた場合は、受託者が現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うものとする。また、受託者は状況に応じ臨時点検を行い、受託者は県に対し応急措置を支持するとともに、再発防止についてとるべき措置の指示またな助言を行うものとする。

なお、電気事業法第106条に定める電気事故報告を行う場合は、その作成および手続きの指示を行うものとする。

(6) 経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持すること。

(7) 点検等を実施する際には、提示する身分証明書により本人確認するものとする。

6 業務計画書

① 業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を行う者が有する資格等の業務を適正に実施するために必要な事項を掲載した業務計画書を作成し、県の担当者と協議すること。機器点検の実施日時の決定、事前に必要な手続きについても県の担当者と密接な連絡をとって行うこと。

② 契約後直ちに、受託者は、災害及び故障時の異常事態発生に備えて担当者が非常呼び出しに応じられる体制を確立し、県の担当者に通知しておくこと。

7 定期点検報告書の作成、提出

月次点検、年次点検の報告書を作成し、速やかに県に提出すること。

なお、点検にあたり、不具合な箇所を発見した場合は、その都度、当該事業場の係員に報告すること。(不具合な箇所及び内容をできるだけ詳細に報告すること)

8 中国四国産業保安監督部への申請、届出

受託者は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託承認申請書並びに保安規程届出書を作成し、中国四国産業保安監督部長に提出するものとする。この申請が申請後、1月以内に承認を得られなかった場合、または取り消しになった場合は、県はこの契約を一方的に解除できるものとする。なお、申請、届出に係る費用はこの業務の委託料に含むものとする。受託者が引き続き、前年と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

9 業務履行

業務の履行にあたっては、下記に留意して行うものとする。

(1) 関係法令の遵守

関係法令を遵守し、作業を行うものとする。また、受託者は、業務の実施にあたっては使用者として、労働関係法令等を遵守すること。労働関係法令の遵守状況については、県の係員が実地調査を行う場合がある。なお、実地調査を実施する際は、関係書類の提出等協力すること。

(2) 機密の厳守

業務において知り得た対外的機密事項は、これを遵守しなければならない。

(3) 事故の防止

作業中の事故防止のため、次の事項に留意すること。

①作業には所要の人員を配置し、現場の整理整頓及び保安に努めなければならない。

②作業中に事故が発生した場合には、応急処置を講ずるとともに、原因、経過及び事故による被害の内容について、直ちに県及び関係官公署に連絡し、被害を最小にとどめるように努めること。

③電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、管理時間外に災害及び事故等の異常事態発生に備えて、非常呼出に応じられる体制を確立し、適切な処置が講じられるよう準備をしておくとともに、緊急連絡先を通知しておくものとする。

④業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めること。

10 業務執行上の疑義

この仕様書に定めのない事項並びに疑義を生じた場合は、すべて県と協議の上決定する。